

日本視覚学会 研究会開催助成制度 規定 (暫定版)

視覚科学に関する研究会の開催を助成するため、「日本視覚学会研究会補助制度」を設ける。

1. < 申請者資格 >

申請時に本学会名誉会員、正会員、または学生会員であること。

2. < 助成対象 >

本学会名誉会員、正会員、または学生会員が研究会の代表者である視覚科学に関する研究会を助成対象とする。なお、「学会の大会や分科会のような研究会」は助成対象に含まない。

3. < 助成額 >

・原則として一つの研究会に対する助成額の上限を5万円とする。

4. < 申請方法 >

所定の様式「日本視覚学会 研究集会助成応募申請書.doc」にもとづく申請書をe-mailの添付書類として研究会開催予定日の1ヶ月前までに提出する。

提出先: vision-post@bunken.co.jp

件名: 研究集会助成応募申請

5. < 選考 >

申請後、日本視覚学会幹事会にて選考する。

6. < 採否通知 >

申請から2週間程度以内を目安として、申請者にe-mailにて採否を通知する。

7. < 開催報告 >

補助を受けた研究会代表者は、研究会開催後に所定の様式にもとづく開催・会計報告書を提出する(なお、開催報告書は日本視覚学会誌 Vision に掲載される)。

8. < その他 >

助成を受けた研究会の広報, 実施に際しては, 日本視覚学会から研究会開催助成を受けた旨を明記すること。

申請時の使用法と大きく異なる場合は助成金の返却を求める場合があります。